

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例

1 主 旨

(仮称)世田谷区花見堂複合施設の開設に際し、世田谷区立代田南地区会館を移転し世田谷区立花見堂地区会館を開設する。これに伴い規定の整備を図る必要があるため、令和3年第2回区議会定例会に「世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例」を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

世田谷区立花見堂地区会館を設置するとともに、世田谷区立代田南地区会館を廃止する。

3 施行予定日

規則で定める日

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年6月 第2回区議会定例会（条例改正案提案）

令和3年10月 （仮称）花見堂複合施設新築工事竣工

令和3年12月 花見堂地区会館開設

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前						
○世田谷区立地区会館条例 附 則 この条例は、規則で定める日から施行する。							○世田谷区立地区会館条例						
別表第1（第2条、第3条関係）							別表第1（第2条、第3条関係）						
2 北沢地域							2 北沢地域						
名称		位置		施設名			名称		位置		施設名		
							世田谷区立代田南 地区会館		東京都世田谷区代田一 丁目21番11号		会議室 大広間 和室		
世田谷区立花見堂 地区会館		東京都世田谷区代田一 丁目13番14号		会議室 音楽室									
別表第3（第8条関係）							別表第3（第8条関係）						
2 北沢地域							2 北沢地域						
名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	夕方	夜間	名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	夕方	夜間
		午前9時から正午まで	午後0時から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで （世田谷区立守山地区会館・世田谷区立			午前9時から正午まで	午後0時から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで （世田谷区立守山地区会館の会議室にあ

改正後							改正前						
						花見堂 地区会 館の会 議室に あつて は、午後 8時か ら午後 9時30 分まで)							つては、 午後8 時から 午後9 時30分 まで)
							世田谷 区立代 田南地 区会館	第1会 議室	810円	540円	540円	540円	540円
								第2会 議室	300円	200円	200円	200円	200円
								大広間					
								和室					
世田谷 区立花 見堂地 区会館	第1会 議室	300円	200円	200円	200円	150円							
	第2会 議室	300円	200円	200円	200円	150円							
	第3会 議室	300円	200円	200円	200円	150円							
	第4会 議室	300円	200円	200円	200円	150円							
	第5会 議室	300円	200円	200円	200円	150円							
	音楽室	300円	200円	200円	200円	150円							